

新型コロナウイルス

国民健康保険および後期高齢者医療制度被保険者に対する傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休んだとき、傷病手当金を支給します。

○対象者 次の要件に全て該当する方

- ①国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者
- ②新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと
- ※帰国者・接触者外来が設置された医療機関や事業主の証明が必要です。
- ③4日以上休んでいること
- ④休んだ期間について給与などがもらえないこと

○支給内容 勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち、就労を予定していた日数が支給対象となります

○支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3か月の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$$

○適用期間 令和2年1月1日から9月30日まで

「国民健康保険税および後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の減免」、「国民健康保険および後期高齢者医療制度の傷病手当金」についての詳細は、町ホームページをご覧ください。

- 申請方法 申請書類は町ホームページからダウンロードし、それぞれ担当課に持参、または郵送で提出してください。(申請書類の郵送を希望する場合は、お問い合わせください)
 - 申込み・問合せ 〒099-1498 訓子府町東町398番地 訓子府町役場
 - ・「国民健康保険税の減免」に関すること
町民課町民税係 (☎47-2193 役場1階 窓口1番)
 - ・「後期高齢者医療制度の保険料の減免」、「国民健康保険および後期高齢者医療制度の傷病手当金」に関すること
福祉保健課医療給付係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)
 - ・「介護保険の保険料の減免」に関すること
福祉保健課介護保険係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)
- ※感染拡大防止のため、できるだけ電話でお問い合わせください。

国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です

新型コロナウイルス感染症の影響により所得が一定以下になる見込みであれば、臨時特例措置として所得の申し立てを行うことで国民年金保険料の免除・猶予が承認されることとなりました。また、学生についても、収入が相当程度まで

下がった場合は、同様の手続きで学生納付特例申請を行うことができます。

申請を行いたい方は、町民課戸籍年金係 (☎47-2203) までお越しください。

■手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・学生証のコピーまたは在学証明書 (学生納付特例申請のみ)

感染症の影響に伴う特例

国民健康保険税および後期高齢者医療制度、介護保険の保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、次の要件を満たす方(被保険者)は、保険料(税)が減免となります。

(1)保険料を全額免除

新型コロナウイルス感染症の感染により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

(2)保険料の一部を減額

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件に全て該当する方(※介護保険料については、①と③の全てに該当する方)

主たる生計維持者が

- ①事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

○適用保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料(税)

○減免額

保険料(税)の減免額は、減免対象の保険料(税)額(A×B/C)に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額です

減免対象の保険料(税)額(A×B/C)

- A：平成31年度保険料(税)額(令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの)および令和2年度保険料(税)額
 - B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年の所得の合計額
 - C：世帯の令和元年の所得の合計額(※)
- ※世帯の主たる生計維持者および世帯の被保険者の合計額。

所得の合計額に応じた減免割合(D)

- 国民健康保険税および後期高齢者医療制度保険料の場合
主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額が
 - ・300万円以下の場合：全部(10分の10)
 - ・400万円以下の場合：10分の8
 - ・550万円以下の場合：10分の6
 - ・750万円以下の場合：10分の4
 - ・1,000万円以下の場合：10分の2

- 介護保険料の場合
主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額が
 - ・200万円以下の場合：全部(10分の10)
 - ・200万円以上の場合：10分の8